

成年後見制度

～スタートから10年を迎えて～



かーくん

現在の成年後見制度がスタートしてから、平成22年4月で10年を迎えました。
 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「ご本人」といいます。）について、家庭裁判所が、ご本人の権利や利益を守る成年後見人等（※1）を選ぶことで、ご本人を支援する制度です。
 ここでは、家庭裁判所における成年後見制度の運用の実情等のあらましについてご紹介します。

○ 事件数の動向

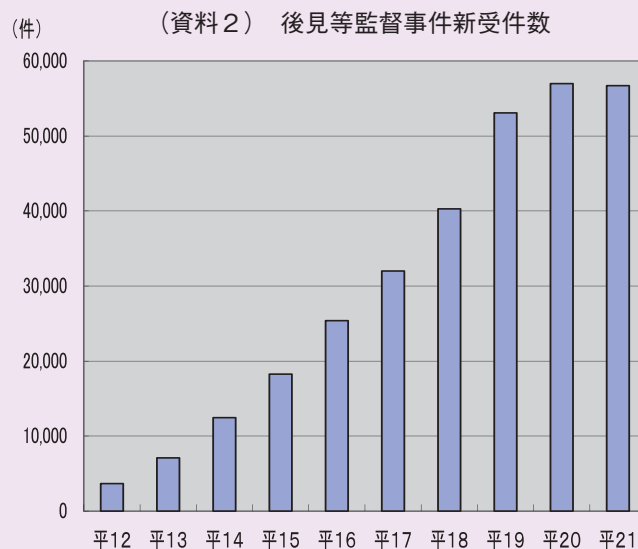
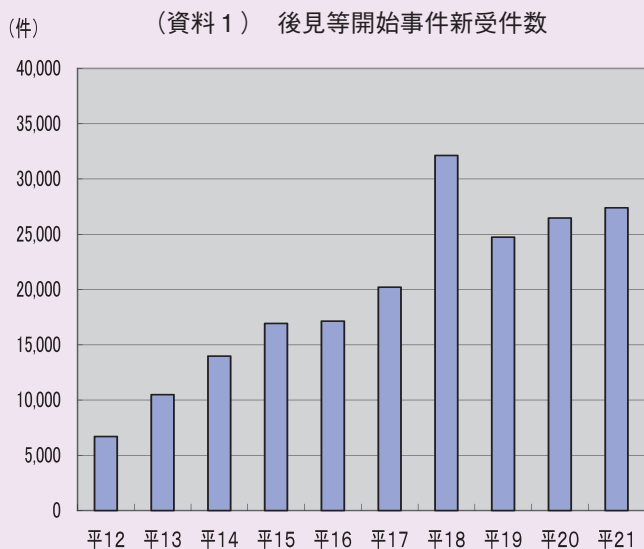
成年後見制度の利用件数を示す後見等開始事件（※2）の申立件数は基本的に毎年増加しており、平成21年の事件数は約2万7500件と、この制度が始まった平成12年の事件数の4倍に達しています（資料1）。平成12年以後の累積申立件数は約19万6000件に上っています。

また、家庭裁判所では、成年後見人等が行った仕事の報告を受け、必要な指導を行っていますが（これを「後見等監督」といいます。）、後見等開始事件の増加に伴って、後見等監督事件数も累積的に増えており、平成21年の事件数は約5万7000件と、平成12年の事件数の15倍以上になっています（資料2）。

○ 申立ての実情

ご本人の親族が制度の利用についての申立てをすることが多いですが、身近に親族がいない方等については、市区町村長が申し立てることも可能です。市区町村長による申立ては、近年その件数が急増しており、平成21年は全国で約2470件で、申立て全体の約9%に及んでいます。

なお、平成18年4月に全国の市区町村に設置された地域包括支援センターにおいて、親族が申立てを行うための支援等の業務が行われております。



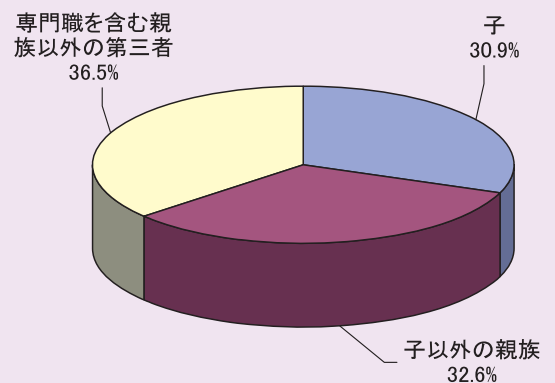
※1 ここでは、保佐人、補助人等も含めて「成年後見人等」といいます。

※2 ここでは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件をいいます。

○ 成年後見人等選任の実情

成年後見制度では、複数の成年後見人等を選任したり、法人を成年後見人等を選任できることとされました。また、弁護士会等の専門職団体から成年後見人等の候補者の推薦などの協力を受け、事案に応じて適任の方を選任できる態勢が整えられたことから、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職を含む親族以外の第三者が成年後見人等を選任される事件の割合は年々増加しており、平成21年には、全体の約37%を占めています（資料3）。

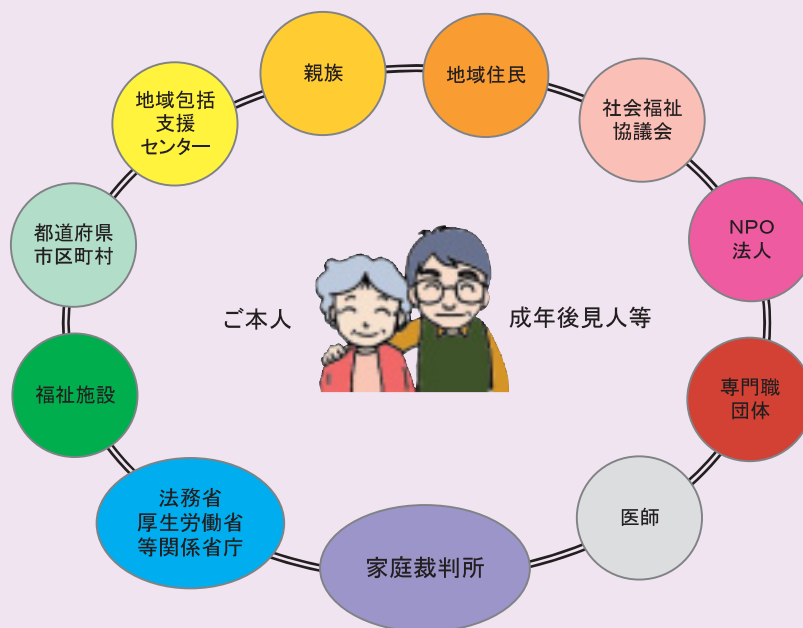
（資料3） 成年後見人等とご本人の関係別割合
（平成21年）



○ 社会全体で支える成年後見制度

家庭裁判所では、成年後見制度を更に利用しやすくすることを目指すとともに、適正かつ迅速な審理のために、申立ての方法や成年後見人等の職務と責任をわかりやすく説明したパンフレットやDVDビデオを作成したり、診断・鑑定を行う医師に簡単に記入してもらえる書式を整備するなど、様々な工夫を重ねてきました。その結果、事件数の増加にもかかわらず、申立てから審判までの審理期間は年々短縮しています。

家庭裁判所では、日々事務処理の改善に取り組んでおり、今後も成年後見制度が円滑に運用されるように努力していきます。それとともに、今後も利用の増加が見込まれる成年後見制度が安定して運用されるためには、ご本人を取り巻く社会全体が緊密な連携を図りつつ、成年後見制度に関する様々な役割を適切に分担していくことが重要な鍵になるものと考えます。



成年後見制度について更に詳しくお知りになりたい場合には、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。また、申立てを行うための手続や書類等についてお知りになりたい場合には、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) をご覧いただくか、お近くの家庭裁判所の窓口にお問い合わせください。



（なお、平成21年の数値は、今後異同訂正が生じることがあります。）